様式第１０号（甲）

解 体 工 事 等 明 細 書

１　作業内容及び分別解体等の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
| 建築設備、内装材等の取外し  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用  併用の場合の理由（ ） |
| 屋根ふき材の取外し  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用  併用の場合の理由（ ） |
| 外装材又は上部構造部分の取壊し  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| 基礎又は基礎ぐいの取壊し  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| その他の取壊し  （　　　　　　　）　　　　□有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載しないこと。

２　解体工事に要する費用（直接工事費） 円

（注）(1) 記載する額は、解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用（仮設費及び運搬費を除く。）とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

３　再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　再資源化等に要する費用（直接工事費） 円

（注）(1) 記載する額は、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分に要する費用とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

（備考）この様式は、建築物に係る解体工事の場合に用いること。

様式第１０号（乙）

解 体 工 事 等 明 細 書

１　作業内容

|  |
| --- |
| 作　　　業　　　内　　　容 |
| 造成等の工事 □有 □無 |
| 基礎又は基礎ぐいの工事 □有 □無 |
| 上部構造部分又は外装の工事 □有 □無 |
| 屋根の工事 □有 □無 |
| 建築設備、内装等の工事 □有 □無 |
| その他の工事（ ） □有 □無 |

２　再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　再資源化等に要する費用（直接工事費） 円

（注）(1) 記載する額は、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分に要する費用とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

（備考）この様式は、建築物に係る新築工事等の場合に用いること。

様式第１０号（丙）

解 体 工 事 等 明 細 書

１　作業内容及び分別解体等の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
| 仮設工事  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| 土工事  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| 基礎工事  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| 本体構造の工事  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| 本体付属品の工事  □有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |
| その他の工事  （　　　　　　　）　　　　□有 □無 | □手作業  □手作業及び機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載しないこと。

２　解体工事に要する費用（直接工事費） 円

（注）(1) 記載する額は、解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用（仮設費及び運搬費を除く。）とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。解体工事の場合のみ記載すること。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

３　再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　再資源化等に要する費用（直接工事費） 円

（注）(1) 記載する額は、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分に要する費用とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

（備考）この様式は、建築物以外のものに係る解体又は新築工事等の場合に用いること。